

新潟県被災宅地危険度判定士認定登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、被災宅地の危険度判定を行う被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）の認定登録に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 宅地 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第1号に規定する宅地のうち住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物等の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地をいう。
- (2) 危険度判定 宅地判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から、危険度を分類することをいう。
- (3) 宅地判定士 危険度判定を実施する能力を有する者として、この要綱に基づき知事が認定登録し、被災宅地危険度判定士名簿（以下「宅地判定士名簿」という。）に登録した者、又は被災宅地危険度判定連絡協議会会長が認定登録し、宅地判定士名簿に登録した者をいう。

(認定登録の対象)

第3条 知事は、県内に在住又は在勤する者で、次のいずれかに該当し、かつ、第12条に規定する講習を修了した者を宅地判定士として認定登録することができる。

- (1) 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第22条各号のいずれか又は都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第19条第1号イからチまでのいずれかに該当する者
 - (2) 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する者
 - (3) 前号に規定する者のほか、国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関して10年以上の実務経験を有し、知事が認めた者
 - (4) 建築士法による二級建築士として4年以上の実務の経験を有する者及び建設業法による土木・建築・造園に関する一級施工管理の資格を有する者又は二級施工管理の資格を有し5年以上の実務経験を有する者等、前各号と同等以上の知識及び経験を有する者として知事が認めた者
- 2 知事は、前項の規定にかかわらず、前項各号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有していると認めた者を宅地判定士として認定登録し、認定登録証を交付することができる。

(認定登録の手続き)

第4条 前条に該当する者で、宅地判定士の認定登録を受けようとする者（前条第2項に該当する者を除く。）は、被災宅地危険度判定士認定登録申請書（様式第1号。以下「認定登録申請書」という。）により知事に対して申請しなければならない。

- 2 認定登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、知事が添付の省略を認めたものについては、この限りではない。
- (1) 前条第1項第1号又は第4号に該当する者については、資格要件申告書（様式第2号）及び各々の認定登録要件を証明する書類
 - (2) 前条第1項第2号又は第3号に該当する者については、実務経験証明書（様式第3号）
 - (3) 申請者の写真1枚（申請前3月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景、印刷時に縦3センチメートル、横2.4センチメートルで明瞭なもの）
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(認定登録証の交付)

- 第5条 知事は、前条第1項の規定による申請があった場合において、申請者が宅地判定士として適当であると認めたときは、宅地判定士名簿に搭載するとともに、当該申請者に被災宅地危険度判定士認定登録証(様式第4号。以下「認定登録証」という。)を交付する。
- 2 知事は、前条第1項の規定により申請があった場合において、申請者が宅地判定士として適当でないと認めたときは、認定登録できない旨の文書を当該申請者に通知するものとする。

(認定登録事項の変更)

- 第6条 宅地判定士は、第4条第1項の規定により申請した事項のうち、氏名、居住地又は勤務先の名称、所在地及び電話番号に変更があったときは、被災宅地危険度判定士認定登録事項変更届(様式第5号。以下「変更届」という。)を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、変更届を受理した場合には、宅地判定士名簿を訂正し、必要に応じて記載事項を変更した認定登録証を新たに交付するものとする。

(認定登録の更新)

- 第7条 認定登録の有効期間は、当該認定登録を受ける者が、最後に受講した講習会の終了の日(第3条第2項に該当する場合にあっては、知事が認めた日)から5年後の応答日の属する年度の末日までとする。
- 2 前項に規定する認定登録の有効期間終了後も、引き続き宅地判定士として新潟県被災宅地危険度判定実施要綱による危険度判定の実施に協力しようとする者は、現に有効な認定登録の有効期間の終了までに第12条に規定する講習会を受講し修了した場合、又は知事が講習会を修了した者と同等の知識を有すると認めた場合、知事に認定登録更新申請書(様式第6号。以下「更新申請書」という。)を提出することにより、認定登録の更新を受けることができる。
- 3 知事は、更新申請書の提出を受けたときは、速やかに認定登録を行い、新たな認定登録証を交付するものとする。

(認定登録証の再交付)

- 第8条 宅地判定士は、認定登録証を紛失し、又は汚損したときは、新潟県被災宅地危険度判定士認定登録証再交付申請書(様式第7号)により知事に再交付申請することができる。
- 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、申請者に認定登録証を再交付するものとする。
- 3 前項の規定により認定登録証の再交付を受けた宅地判定士は、紛失した認定登録証を発見したときは、速やかに当該認定登録証を知事に返納しなければならない。

(認定登録の辞退)

- 第9条 宅地判定士は、認定登録を辞退しようとするときは、被災宅地危険度判定士認定登録辞退届(様式第8号)に認定登録証を添えて知事に届け出なければならない。
- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、その者を宅地判定士名簿から抹消する。

(認定登録知事の変更)

- 第10条 宅地判定士は、居住地又は勤務先の所在地を新潟県以外の都道府県に変更したことにより、認定登録した知事の変更を必要とする場合は、変更届及び認定登録証を新たに認定登録を受けることになる都道府県知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、新潟県以外の都道府県知事等から認定登録された宅地判定士から、変更届及び登録証の提出を受けたときは、速やかに宅地判定士名簿に搭載するとともに、登録証を交付するものとする。この場合においては、変更前の認定登録を行っていた都道府県知事等にその旨を通知するものとする。

(認定登録の取消)

- 第11条 知事は、第3条により宅地判定士として認定登録されている者が、他の都道府県知事

の認定を受けるときは、宅地判定士の認定登録を取り消すものとする。

- 2 知事は、宅地判定士として認定登録されている者について、宅地判定士としてふさわしくないと認めた場合には、認定登録を取り消すことができる。
- 3 知事は、前2項の規定により認定登録の取消しを行った場合は、宅地判定士名簿から抹消するとともに、その旨を当該者に通知するものとする。
- 4 前項の規定により認定登録の取消しの通知を受けた宅地判定士は、速やかに当該認定登録証を知事に返納しなければならない。ただし、第10条第1項の規定により、認定登録証を新たに認定登録を受けることになる都道府県知事に提出している場合は、この限りではない。

(講習会)

- 第12条 県は、市町村の協力を得て第3条第1項各号に該当する者を対象に、危険度判定に必要な知識及び技能向上のため、第7条第2項に定める更新講習会を毎年、実施する。
また、必要により別途負担金を求め、新規認定講習会を開催することができる。
- 2 第3条第1項の講習は、前項の講習会及び被災宅地危険度判定連絡協議会等による講習会とする。

(宅地判定士名簿)

- 第13条 知事は、第5条第1項、第6条第2項、第7条第3項、第9条第2項、第10条第2項、第11条第3項に規定する手続きを行った場合には、速やかに宅地判定士名簿に記載しその内容を被災宅地危険度判定連絡協議会会長に通知する。

(申請書等の扱い)

- 第14条 知事は、次に掲げる書類を5年間保管するものとする。
- (1) 第4条第1項により提出された認定登録申請書
 - (2) 第7条第2項により提出された更新申請書
- 2 知事は、次に掲げる書類を1年間保管するものとする。
 - (1) 第4条第2項により提出された認定登録申請書添付書類
 - (2) 第6条第1項又は第10条第1項により提出された変更届
 - (3) 第8条第1項により提出された新潟県被災宅地危険度判定士認定登録証再交付申請書
 - (4) 第9条第1項により提出された被災宅地危険度判定士認定登録辞退届
 - 3 知事は、次に掲げる書類等を必要な手続きが済み次第速やかに破棄するものとする。
 - (1) 第1項又は第2項に規定する保管期間が過ぎた書類
 - (2) 第8条第3項又は第11条第4項により返納された認定登録証
 - (3) 第10条第2項により提出された認定登録証

(委任)

- 第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 11 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 9 月 11 日から施行する。